

証券コード：7590

2023年3月27日

株 主 各 位

和歌山県海南市阪井489番地
株式会社タカショー
代表取締役社長 高岡伸夫

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第43期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://takasho.co.jp/investor_reference

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って2023年4月11日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月12日（水曜日）午前11時00分
（受付開始予定時刻：午前10時30分）

2. 場 所 和歌山県海南市南赤坂20-1
当社本社 3階大ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第43期（2022年1月21日から2023年1月20日まで）
事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2022年1月21日から2023年1月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

4. 議決権の行使について

3頁「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

ご来場株主様へのお土産、「JR海南駅～株主総会会場」間の送迎バスの運行は取りやめさせていただきます。
また、座席数を30席程度まで減らしております。お越しいただいてもご入場いただけない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

【推奨】書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年4月11日（火曜日）午後5時まで

【推奨】インターネット等による議決権行使



4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2023年4月11日（火曜日）午後5時まで

■書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2023年4月12日（水曜日）午前11時
(受付開始 午前10時30分予定)

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2023年4月11日（火曜日）午後5時まで**

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

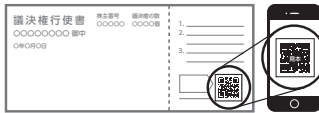
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 議決権行使コードを入力し、ログイン



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。
ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間 2023年4月3日(月) 午前0時～午前5時

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主総会へのご来場につきましては、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を取らせていただきますので、株主の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願い申し上げます。

・本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身及び周囲への感染予防にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。

・ご来場の株主様の体温を測定させていただき、体温の高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、座席間隔を広く保つため座席を30席程度まで減らしております。お越しいただいても入場いただけない可能性がございます。

・本株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも時間を短縮して進行させていただきます。

・ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。また、「JR海南駅～株主総会会場」間の送迎バスの運行は取りやめさせていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://takasho.co.jp>）にてお知らせいたします。

<本株主総会の事後動画配信について>

本株主総会は、事後の動画配信を行います。

2023年4月14日（金）15時より下記URLより視聴可能となります。

※視聴可能期限：2023年5月12日（金）午後3時

U R L

<https://takasho.co.jp/soukaimovie20230412>

事業報告

(2022年1月21日から
2023年1月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や米中貿易摩擦の長期化、世界的な半導体不足や原材料価格の高騰、さらにはウクライナ情勢の悪化に伴う原油価格や為替相場の急激な変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下において、当社グループはブランド価値を高め将来の成長を促進するために、テレビコマースとWEBプラットフォームを連動させた新しいDX型販売促進の展開やAR・VR・MRなどを利用したXR・メタバースといった最先端の技術を活かして、住宅事業者様やリフォーム事業者様を対象とした外構提案をサポートする「GLD-LABデザインネットワークサービス」など販売促進活動を図ってまいりました。さらに、ガーデンにおけるサステナブルな商品開発（V2H機器搭載の宅配BOX付門柱）にも注力いたしました。

また、海外事業においては、取引先の店舗における在庫過多による在庫調整や、米国では、外出自主規制の緩和によるホームセンター・ガーデンセンターにおける集客の低迷、また欧州では、エネルギー価格および生活必需品等の物価高騰による買い控えが大きく影響いたしました。

プロユース事業の売上高については、順調に推移しており、別注対応を可能とする国内自社工場生産と豊富なカラー展開により「ファサードエクステリア&リビングガーデン」における様々な趣味趣向に沿った庭暮らしをライフスタイルで一括提案し、WEBショールームやVRパークなどのDXによる提案と、実際に商品を体験できる全国各地にあるガーデン&エクステリアの自社ショールームでクロージングするビジネスモデルの推進を図りました。

さらに、「5th ROOM」（五番目の部屋）のコンセプトに基づく基軸商品である「ホームヤードルーフ」などリビングガーデン関連商品が、テレビコマースとWEBプラットフォームを連動させた新しいDX型販売促進により、取引先からのブランド指定による受注が増加しました。また、夜の庭を演出する屋外照明「ローボルトライト」関連商品の売上も伸長していることから前年同期比106.9%となりました。

一方で、当社グループのLEDサインおよびライティング/イルミネーションの

事業を行う連結子会社の㈱タカショーデジテックが、当社景観建材グループとの連携により、非住宅分野（公共施設や商業施設）での取組みが進んだことから引き続き成長しており、売上高において前年同期比130.6%となりました。

ホームユース事業の売上高については、新型コロナウイルス感染症の影響による反動減となるなか、e-コマース分野では前年同期比112.8%と伸張したものの、原材料価格の高騰や円安による輸入コストの増加による物価上昇からの買い控えや、秋の需要期においては例年よりも多く台風が発生するなど天候不順の影響もありガーデニング関連商品の販売が低下したことから、前年同期比95.2%となりました。

海外事業の売上高については、海上運賃が落ち着いてきたものの、米国では、外出自主規制の緩和により海外旅行やアウトドアへの関心が高まり一時的にホームセンター・ガーデンセンターにおける集客が低迷したことや、欧州では、エネルギー価格および生活必需品等の物価高騰による買い控えの影響を受け、店舗の在庫過多による在庫調整から取引先との納期調整が発生し、急激な消費減少となったことから前年同期比60.5%となりました。

しかし、世界中で健康（ガーデンセラピー）や文化（情緒、アート）、環境（緑や自然）の再認識といった、with&afterコロナ時代における住まい方が確実に変化してきており、ガーデニングのあるライフスタイルが人々に浸透・定着し、安定的な需要が期待できます。

また、海外におけるプロユース事業展開として、オーストラリア市場での成功事例をアメリカ市場にも展開するなど、今後も引き続き海外ビジネス拡大に邁進いたします。

商品分類別に見ますと、ガーデニングフェンスの売上高につきましては、国内においてハウスメーカーとの取り組みの強化により、ファサードエクステリアやフェンス等において主力商品であるエバーアートウッドやエバーアートボードを用いた製品の販売が好調なことから、前連結会計年度に比べ増加いたしました。

庭園資材の売上高につきましては、国内市場ならびに海外市場において新型コロナウイルス感染症による影響の反動減があり、さらに海外においてウクライナ情勢の悪化による需要の低下により、前連結会計年度に比べ減少いたしました。

照明機器の売上高につきましては、一般住宅においてLEDローボルトライトによる夜の演出が浸透し、さらにホテルや商業施設等におけるLEDサインやイルミネーションの販売促進活動の強化を図ったことから、前連結会計年度に比べ増加いたしました。

池・滝・噴水の売上高につきましては、水の動きを活かしたガーデンスタイルが少しずつ浸透しているものの、前連結会計年度に比べ減少いたしました。

各商品分類別売上構成は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期 別 商品分類	第 42 期 (2021年1月21日から 2022年1月20日まで)		第 43 期 (2022年1月21日から 2023年1月20日まで)		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
ガーデニングフェンス	8,468	40.7 %	8,705	42.8 %	102.8 %
庭 園 資 材	7,168	34.5	6,271	30.8	87.5
照 明 機 器	3,896	18.8	4,129	20.3	106.0
池・滝・噴水	125	0.6	114	0.6	91.9
そ の 他	1,122	5.4	1,128	5.5	100.6
合 計	20,781	100.0	20,351	100.0	97.9

以上の結果、当連結会計年度の売上高20,351百万円（前期比2.1%減）、営業利益880百万円（前期比40.2%減）、経常利益982百万円（前期比35.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益518百万円（前期比48.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は1,076百万円であり、その主な内容は、海外連結子会社の工場建屋増築にかかる費用です。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額8,030百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 40 期 (2019年1月21日から 2020年1月20日まで)	第 41 期 (2020年1月21日から 2021年1月20日まで)	第 42 期 (2021年1月21日から 2022年1月20日まで)	第43期(当連結会計年度) (2022年1月21日から 2023年1月20日まで)
売 上 高	17,357	18,486	20,781	20,351
経 常 利 益	469	1,152	1,530	982
親会社株主に帰属する当期純利益	203	952	1,001	518
1株当たり当期純利益	13.93円	65.36円	65.00円	29.60円
総 資 産	18,634	19,691	23,665	23,640
純 資 産	8,693	9,516	13,064	13,389
1株当たり純資産	590.37円	646.41円	739.30円	756.72円

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財務及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 対処すべき課題

今後とも当社グループを取り巻く経営環境はさらに厳しく変化することが予想されますが、さらなる成長性と収益性の向上を図るため当社グループが対処すべき課題は次のとおりであります。

①環境を考える時代を見据えた市場創造型商品の開発

金属エクステリア商品が6割を占める日本のガーデニング市場において、EU諸国に見られるような地球環境に優しく暮らす庭「スマートリビングガーデン」をテーマとした商品開発ならびにデザイン開発を推進してまいります。また、日本市場では環境を考えた街づくりの意識が乏しく、これからの市場を新たな方向に向け、啓発する必要があります。当社は業態にとらわれず、お客様の本質的な満足を満たす庭空間づくりとガーデンを通じて、家族が笑顔で健康になる庭づくりをテーマにした「ガーデンセラピー」や庭空間をリメイクする「リフォームガーデン」の考え方を基軸とし、新たな事業展開を図ってまいります。

②経営の効率化、サービスの付加価値の向上

業務の効率化と生産性の向上を推進し、情報を迅速且つ戦略的に用いることでさらなる経営効率の向上ならびにサービスの付加価値の向上を図ってまいります。

③物流体制の強化

全国のお客様にジャストインタイムで商品を供給できる体制(サプライチェーンマネジメント)の強化と物流コストの抑制を図ってまいります。

④優秀な人材の確保

当社グループでは、個々の従業員の技術力ならびに営業力が直接的に会社業績に影響するケースが少なくありません。優秀な人材を確保するために成功報酬型の給与体制の導入、積極的なジョブ・ローテーション(組織再配置)の取組み等、積極的に進めてまいります。また、新規採用に関しましては、インターネット等での広報活動により各地域での採用活動を強化し、優秀な人材を広く求めています。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
ガーデンクリエイト株式会社	10,000千円	100	造園・エクステリア資材の製造・加工
株式会社青山ガーデン	100,000千円	100 (100)	庭園の設計・施工および通信販売
株式会社タカショーデジテック	20,000千円	100	照明機器の製造・販売
トーコー資材株式会社	20,000千円	100	造園・エクステリア資材の販売および工事等
株式会社グリーン情報	11,000千円	100	雑誌・書籍の出版、販売
株式会社3and garden	3,000千円	70	ウェブサイトの企画、制作、運営
株式会社GLD-LAB.	30,000千円	100	ガーデン&エクステリアの空間デザイン及び販売
佛山市南方高秀電子科技有限公司	2,294千米ドル	100	木製品およびLED製品の製造
江西高秀進出口貿易有限公司	78,289千元	100	庭園製品の仕入・販売
九江高秀園芸製品有限公司	7,200千元	100 (100)	庭園資材の製造・販売
香港高秀集团有限公司	1,000千香港ドル	100 (100)	庭園資材の仕入・販売
Takasho Australasia Pty. Ltd.	255千豪ドル	100	庭園資材の販売
VegTrug Limited	1,700千英ポンド 500千米ドル	100	庭園製品の企画・販売
VegTrug USA Inc.	500千米ドル	100 (100)	庭園製品の企画・販売
VegTrug Europe GmbH	787千ユーロ	100 (100)	庭園資材の販売
Takasho Garden Living India Private Limited	30,000千インド ルピー	100	庭園資材の販売
TAKASHO GARDEN LIFE DESIGN LAB PHIL. Corp	12,000千ペソ	100	アプリケーションおよび動画等の制作、販売
浙江正特高秀園芸建材有限公司	7,520千元	65	庭園資材の製造・販売

(注) 1. 出資比率覧の()内は、間接出資比率を内数として表示しております。

2. 2022年7月27日付で株式会社GLD-LAB.を設立し、連結子会社としております。

3. 佛山市南方高秀電子科技有限公司は、2022年7月20日付で佛山市南方高秀花園製品有限公司から名称変更しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、「風」「光」「水」「緑」をテーマにガーデンライフスタイルに関連する商品を企画・開発・販売しております。自社開発商品の調達は、主に製造子会社への委託生産により行っております。また、欧米諸国の有力メーカーとの製品開発ならびに（日本における）専有販売権に関する業務提携により商品力の強化を図っております。

当社グループが販売しております主力商品は次のとおりであります。

- ① ガーデニングフェンス（人工竹木フェンス関連商品・天然竹木フェンス関連商品）
- ② 庭園資材（緑化資材・ガーデン用品・人工植物関連商品）
- ③ 照明機器（ガーデンライト商品）
- ④ 池・滝・噴水
- ⑤ その他（坪庭・プライベートブランド商品等）

(12) 主要な事業所

本社	和歌山県海南市	新潟三条営業所	新潟県三条市
東北支店	宮城県仙台市	新潟営業所	新潟県新潟市
東京支店	東京都千代田区	北陸営業所	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市	テクニカルサービス事業部	滋賀県草津市
大阪支店	大阪府箕面市	関西営業所	和歌山県海南市
広島支店	広島県東広島市	四国営業所	徳島県吉野川市
九州支店	福岡県筑後市	広州事務所	中国広州市
札幌営業所	北海道札幌市	コリア支店	韓国平沢市
北関東営業所	群馬県前橋市	ベトナム事務所	ベトナムホーチミン
埼玉営業所	埼玉県坂戸市	オーストラリア事務所	オーストラリアシドニー
首都圏営業所	埼玉県戸田市	ドイツ支店	ドイツガイルドルフ
横浜営業所	神奈川県横浜市		

(13) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
348名	12名増	40歳11ヶ月	12年10ヶ月

(注) 使用人数には、嘱託およびパートタイマー (129名) は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,215 百万円
株式会社紀陽銀行	1,100
株式会社三菱UFJ銀行	1,100
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社京都銀行	111

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 17,542,456株 (自己株式47,658株を除く。)
- (2) 当期末株主数 15,951名
- (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社タカオカ興産	1,550 千株	8.83 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,447	8.24
高岡伸夫	1,081	6.16
タカショー社員持株会	502	2.86
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQCO	267	1.52
株式会社紀陽銀行	242	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	205	1.17
株式会社三菱UFJ銀行	194	1.10
橋本総業ホールディングス株式会社	169	0.96
高岡友貴	150	0.86

(注) 上記の持株比率は自己株式47,658株を控除して算出しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等

当社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高岡伸夫	代表執行役員 株式会社青山ガーデン代表取締役社長 株式会社タカシヨーデジテック代表取締役会長
取締役	高岡淳子	内部監査室長
取締役	寒川浩	専務執行役員経営管理本部長
取締役	山田拓幸	山田公認会計士事務所代表 株式会社イムラ封筒監査役
取締役	百瀬伸夫	テンポロジー未来コンソーシアム株式会社代表 取締役 一般社団法人IKIGAIプロジェクト理事
監査役(常勤)	井上雅也	
監査役	嶋津裕介	弁護士法人栄光代表社員
監査役	水城実	水城会計事務所代表 株式会社真善美経営コンサルティング代表取締役

- (注) 1. 2022年4月13日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、監査役平松昇氏は、辞任により退任いたしました。
2. 山田拓幸および百瀬伸夫の両氏はそれぞれ社外取締役、嶋津裕介および水城実の両氏はそれぞれ社外監査役であります。
3. 山田拓幸氏は公認会計士としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。嶋津裕介氏は弁護士としての経験があり、司法に関する相当程度の知見を有するものであります。水城実氏は税理士としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、山田拓幸、百瀬伸夫、嶋津裕介および水城実の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、業務執行取締役等でない取締役および監査役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	86,940千円 (9,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	13,767千円 (3,840千円)
合計	9名	100,707千円

(注) 1. 当社の取締役および監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

2. 上記の監査役の支給人員には、2022年4月13日をもって退任した監査役1名を含んでおります。

②取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を取締役に於て決議しております。

ロ) 当該方針の内容の概要

i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

ii) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したと

- きは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じて支給額を決定する。
 - iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
 - v) 非金銭報酬を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
 - vi) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

③取締役および監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬に関する株主総会の決議は、1998年4月17日開催の第18期定時株主総会で、取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は3名です。

また、当社の役員のス톡・オプション報酬額に関する株主総会の決議は、2018年4月14日開催の第38期定時株主総会で、取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は20,000株を上限と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長代表執行役員高岡伸夫に決定を一任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長代表執行役員高岡伸夫は、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の当事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役山田拓幸氏の重要な兼職先である山田公認会計士事務所、株式会社イムラ封筒と、当社との取引はございません。

取締役百瀬伸夫氏の重要な兼職先であるテンポロジー未来コンソーシアム株式会社と、当社との取引はございません。

監査役嶋津裕介氏の重要な兼職先である弁護士法人栄光は、当社と顧問弁護士の契約関係にあります。

監査役水城実氏の重要な兼職先である水城会計事務所、株式会社真善美経営コンサルティングと、当社との取引はございません。

② 主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山田 拓幸	公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、当期開催の取締役会18回のうち18回出席しております。
社外取締役	百瀬 伸夫	経歴に裏付けされた豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、当期開催の取締役会18回のうち18回出席しております。

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	嶋津 裕介	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお当期開催の取締役会18回のうち17回、監査役会14回のうち14回出席しております。
社外監査役	水城 実	税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお当期開催の取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回出席しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社である江西高秀進出口貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしております。その内容の概略は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を取締役・従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部監査室は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的にと締役会および監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書または、電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時閲覧できるものとする。

③損失の危機の管理に関する規程およびその他体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定・施行する。また、リスク管理を統括する部門を設置し、組織横断的にリスク管理体制の構築および運用を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対して職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当責任者は「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に準拠し、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役は月に1回開催される定例取締役会および適宜開催される臨時取締役会において、各部門責任者に対して定期的に報告させるとともに、効率的に職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、当社取締役および執行役員ならびに子会社の役員を構成員とする会議を行う。

リスク管理統括部門は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、リスク管理規程に基づき、グループ全体のリスク評価および管理の体制を適切に構築し、これを運営する。

当社グループは、子会社の取締役等が社内での法令違反行為等について、当社への相談または通報を行いやすい体制を構築する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の規模から当面は監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。但し、内部監査室は監査役からの調査の委嘱を受けた場合、監査役の職務を補助するものとする。

⑦取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けたものが監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営・業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為がその他会社に著しい損害を与える事項について、発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

⑧監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報制度（ホットライン制度）において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

⑨監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の該当職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議、営業会議等の主要会議へ出席する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社グループのコンプライアンス体制について

当社グループの取締役および従業員から、法令順守、公正な取引の順守、違法または反倫理的な行為の報告を義務付けた「企業倫理規程」の宣誓書を提出させております。

②当社グループにおける業務の適正性について

当社の取締役および執行役員がグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびにグループ各社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を18回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役および従業員の職務執行の監督を行いました。

④監査役の職務の執行について

当事業年度は、監査役会を14回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結貸借対照表

(2023年1月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,383,976	流動負債	9,386,521
現金及び預金	4,206,885	支払手形及び買掛金	2,570,448
受取手形、売掛金及び契約資産	2,690,448	電子記録債務	1,197,109
電子記録債権	637,845	短期借入金	3,915,796
商品及び製品	4,964,609	一年内返済予定の長期借入金	36,000
仕掛品	498,257	リース債務	162,019
原材料及び貯蔵品	1,581,365	未払金	773,974
短期貸付金	76,744	未払費用	169,578
その他	871,002	未払法人税等	313,029
貸倒引当金	△143,182	未払消費税等	56,847
固定資産	8,256,026	賞与引当金	27,141
有形固定資産	6,246,717	その他	164,576
建物及び構築物	3,825,373	固定負債	864,215
機械装置及び運搬具	362,901	長期借入金	75,000
工具器具備品	222,520	リース債務	508,489
土地	1,136,609	退職給付に係る負債	11,110
リース資産	663,637	資産除去債務	236,166
建設仮勘定	35,675	繰延税金負債	31,442
無形固定資産	511,032	その他	2,005
のれん	51,722	負債合計	10,250,736
ソフトウェア	246,904	純資産	
ソフトウェア仮勘定	43,240	株主資本	12,383,162
その他	169,164	資本金	3,043,623
投資その他の資産	1,498,276	資本剰余金	3,099,197
投資有価証券	281,434	利益剰余金	6,252,855
出資金	43,012	自己株式	△12,514
長期貸付金	145,689	その他の包括利益累計額	891,554
退職給付に係る資産	262,776	その他有価証券評価差額金	140,290
繰延税金資産	177,502	繰延ヘッジ損益	△7,052
その他	607,962	為替換算調整勘定	751,031
貸倒引当金	△20,102	退職給付に係る調整累計額	7,284
		新株予約権	1,025
		非支配株主持分	113,524
		純資産合計	13,389,266
資産合計	23,640,002	負債純資産合計	23,640,002

連結損益計算書

(2022年1月21日から
2023年1月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,351,027
売上原価		11,344,497
売上総利益		9,006,529
販売費及び一般管理費		8,125,560
営業利益		880,968
営業外収益		
受取利息	6,871	
受取配当金	6,130	
為替差益	64,332	
受取手数料	45,498	
補助金収入	37,822	
その他の	71,863	232,519
営業外費用		
支払利息	99,846	
コミットメントフィー	2,096	
その他の	29,413	131,357
経常利益		982,131
特別利益		
固定資産売却益	4,122	4,122
特別損失		
固定資産除却損失	5,328	
減損	13,019	18,348
税金等調整前当期純利益		967,905
法人税、住民税及び事業税	440,796	
法人税等調整額	5,555	446,352
当期純利益		521,552
非支配株主に帰属する当期純利益		2,589
親会社株主に帰属する当期純利益		518,962

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月21日から
2023年1月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,043,623	3,094,927	6,137,003	△16,651	12,258,902
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△403,110		△403,110
親会社株主に帰属する当期純利益			518,962		518,962
自己株式の取得				△56	△56
自己株式の処分		4,270		4,193	8,464
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	4,270	115,852	4,137	124,260
当 期 末 残 高	3,043,623	3,099,197	6,252,855	△12,514	12,383,162

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当 期 首 残 高	101,669	11,335	496,568	88,811	698,384
当 期 変 動 額					—
剰余金の配当					—
親会社株主に帰属する当期純利益					—
自己株式の取得					—
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,621	△18,387	254,462	△81,526	193,169
当期変動額合計	38,621	△18,387	254,462	△81,526	193,169
当 期 末 残 高	140,290	△7,052	751,031	7,284	891,554

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	1,681	105,500	13,064,468
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△403,110
親会社株主に帰属する当期純利益			518,962
自己株式の取得			△56
自己株式の処分			8,464
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△656	8,024	200,538
当 期 変 動 額 合 計	△656	8,024	324,798
当 期 末 残 高	1,025	113,524	13,389,266

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	18社
連結子会社の名称	ガーデンクリエイト(株) (株)青山ガーデン (株)タカショーデジテック 佛山市南方高秀電子科技有限公司 トーコー資材(株) Takasho Australasia Pty. Ltd. 江西高秀進出口貿易有限公司 浙江正特高秀園芸建材有限公司 九江高秀園芸製品有限公司 Veg Trug Limited VegTrug USA Inc. VegTrug Europe GmbH Takasho Garden Living India Private Limited 香港高秀集团有限公司 (株)3and garden TAKASHO GARDEN LIFE DESIGN LAB PHIL. Corp (株)グリーン情報 (株)GLD-LAB.

なお、佛山市南方高秀電子科技有限公司については、佛山市南方高秀花園製品有限公司から名称を変更し、(株)GLD-LAB.については、新規設立に伴い、連結子会社に含めることになりました。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称および数

(株)ヤスモク
上海高秀園芸建材有限公司
満洲里高秀木業有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、佛山市南方高秀電子科技有限公司、Takasho Australasia Pty. Ltd.、江西高秀進出口貿易有限公司、浙江正特高秀園芸建材有限公司、九江高秀園芸製品有限公司、Veg Trug Limited、VegTrug USA Inc.、VegTrug Europe GmbH、Takasho Garden Living India Private Limited、香港高秀集團有限公司およびTAKASHO GARDEN LIFE DESIGN LAB PHIL. Corpの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部株式等以外のもの純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない…………… 移動平均法による原価法
株 式 等

②デリバティブ…………… 時価法

③棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯 蔵 品…………… 主として最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…………… 主として法人税法の規定に基づく定率法、ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については法人税法の規定に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）…………… 法人税法の規定に基づく定額法、ただしソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
貸倒引当金

賞与引当金 …………… 当社および国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等による簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間にある場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
 デリバティブ取引(為替予約取引)
- ・ヘッジ対象
 外貨建取引

③ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的としております。

④ヘッジの有効性の評価

各取引毎に為替変動幅およびヘッジ手段取引額とヘッジ対象取引額との比較を行うことにより、ヘッジの有効性の評価を6ヶ月毎に行っております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんは発生した連結会計年度以降5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理しております。

5. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間にある場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の受取保険金は7,287千円であります。

7. 重要な会計上の見積り

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,964,609千円
仕掛品	498,257千円
原材料及び貯蔵品	1,581,365千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貯蔵品を除く棚卸資産は移動平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）により評価しております。棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留品については、販売実績や処分実績等に基づき一定の評価減率を設定し、帳簿価額を切下げるとともに、当該切り下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、棚卸資産の評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注 記 事 項

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	245,346千円
売掛金	2,445,102千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 5,821,561千円

(3) 偶発債務

債権流動化に伴う買戻義務 ……………	176,659千円
--------------------	-----------

(4) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 …… 34,128千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,590,114	—	—	17,590,114

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	63,578	80	16,000	47,658

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 80株

ストックオプションの行使による減少 16,000株

(3) 配当金に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2022年4月13日 定時株主総会	普通株式	403,110千円	23.00円	2022年 1月20日	2022年 4月14日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総 額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2023年4月12日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	403,476千円	23.00円	2023年 1月20日	2023年 4月13日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては主に銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権につきましては、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日です。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、短期と長期の一部で行っております。また、長期借入金の一部およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における輸取出引および輸入取引の為替相場の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「4 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)をご参照ください。)。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。また、長期借入金は重要性に乏しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	276,434	276,434	—
資産計	276,434	276,434	—
(2) リース債務(※1)	670,509	676,013	5,504
負債計	670,509	676,013	5,504
(3) デリバティブ取引 (※2)	(10,553)	(10,553)	—

(※1) リース債務は1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注)市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,000
出資金	43,012

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	276,434	—	—	276,434
資産計	276,434	—	—	276,434
デリバティブ取引				
通貨関連	—	10,553	—	10,553
負債計	—	10,553	—	10,553

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	676,013	—	676,013
負債計	—	676,013	—	676,013

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

報告セグメント	日本	欧州	中国	韓国	米国	その他	合計
プロセス 事業部	13,127,081	8,959	—	56,973	—	—	13,193,015
ホームユース 事業部	4,499,946	—	1,086,751	—	—	—	5,586,698
海外推進 事業部	98,247	490,378	55,707	124,139	486,559	290,623	1,545,656
その他	25,657	—	—	—	—	—	25,657
外部顧客への 売上高	17,750,933	499,338	1,142,459	181,113	486,559	290,623	20,351,027

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 5.会計方針の変更（収益認識に関する会計基準等の適用）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額…………… 756円 72銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 29円 60銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2023年3月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 700,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合4.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500,000,000円 (上限) |
| (4) 取得する期間 | 2023年3月6日~2023年6月9日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月14日

株式会社 タカショー
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 田邊 太郎
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 森 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカショーの2022年1月21日から2023年1月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカショー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2023年1月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,468,052	流動負債	8,761,236
現金及び預金	1,545,579	支払手形	1,091,428
受取手形	149,402	電子記録債権	531,131
電子記録債権	604,546	買掛金	724,548
売掛金	2,790,824	短期借入金	3,915,796
商品及び製品	2,971,095	1年内返済予定の長期借入金	36,000
原材料及び貯蔵品	19,485	デリバティブ債務	3,039
前払費用	217,334	リース債務	557
短期貸付金	100,903	未払費用	610,906
未収金	707,927	未払法人税等	106,262
その他金	318,300	前受金	169,756
貸倒引当金	120,062	預り金	11,313
	△77,410	その他	1,516,282
固定資産	7,293,258	固定負債	44,214
有形固定資産	2,348,653	固定負債	255,487
建物	1,277,500	長期借入金	75,000
構築物	104,761	繰延税金負債	33,295
機械及び装置	18,647	資産除去債務	146,190
車両運搬具	2,837	その他	1,002
工具、器具及び備品	56,230	負債合計	9,016,724
土地	888,148	純資産の部	
リース資産	527	株主資本	7,605,384
無形固定資産	164,044	資本金	3,043,623
のれん	6,818	資本剰余金	3,108,727
借地権	6,000	資本準備金	3,066,445
ソフトウェア	130,067	その他資本剰余金	42,282
ソフトウェア仮勘定	10,822	利益剰余金	1,465,547
その他	10,335	利益準備金	12,200
投資その他の資産	4,780,560	その他利益剰余金	1,453,347
投資有価証券	276,434	別途積立金	650,000
関係会社株	441,135	繰越利益剰余金	803,347
出資金	11,135	自己株式	△12,514
関係会社出資金	1,700,412	評価・換算差額等	138,176
長期貸付金	145,689	その他有価証券評価差額金	140,290
関係会社長期貸付金	1,936,857	繰延ヘッジ損益	△2,113
破産更生債権等	7,564	新株予約権	1,025
長期前払費用	3,469		
差入保証金	106,358	純資産合計	7,744,586
保険積立金	386,770	負債純資産合計	16,761,310
前払年金費用	193,405		
その他	30		
貸倒引当金	△428,703		
資産合計	16,761,310		

損益計算書

(2022年1月21日から
2023年1月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,604,920
売上原価		10,128,358
売上総利益		6,476,562
販売費及び一般管理費		5,852,675
営業利益		623,886
営業外収益		
受取利息	43,500	
受取配当金	75,130	
為替差益	39,959	
受取手数料	89,170	
受取賃料	19,293	
その他	36,861	303,915
営業外費用		
支払利息	90,500	
貸倒引当金繰入額	259,346	
コミットメントフィー	2,096	
その他	13,517	365,461
経常利益		562,340
特別利益		
固定資産売却益	32	32
特別損失		
関係会社出資金評価損	49,000	
固定資産除却損	3,057	52,057
税引前当期純利益		510,315
法人税、住民税及び事業税	203,170	
法人税等調整額	16,659	219,829
当期純利益		290,485

株主資本等変動計算書

(2022年1月21日から
2023年1月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	合計
当 期 首 残 高	3,043,623	3,066,445	38,012	3,104,457
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
自 己 株 式 の 取 得				—
自 己 株 式 の 処 分			4,270	4,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,270	4,270
当 期 末 残 高	3,043,623	3,066,445	42,282	3,108,727

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
別途積立金		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	12,200	650,000	915,971	1,578,171
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△403,110	△403,110
当 期 純 利 益			290,485	290,485
自 己 株 式 の 取 得				—
自 己 株 式 の 処 分				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△112,624	△112,624
当 期 末 残 高	12,200	650,000	803,347	1,465,547

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	△16,651	7,709,601	101,669	11,335
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△403,110		
当 期 純 利 益		290,485		
自己株式の取得	△56	△56		
自己株式の処分	4,193	8,464		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	38,621	△13,448
当 期 変 動 額 合 計	4,137	△104,217	38,621	△13,448
当 期 末 残 高	△12,514	7,605,384	140,290	△2,113

(単位：千円)

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産 合計
	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	113,004	1,681	7,824,286
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—		△403,110
当 期 純 利 益	—		290,485
自己株式の取得	—		△56
自己株式の処分	—		8,464
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25,172	△656	24,516
当 期 変 動 額 合 計	25,172	△656	△79,700
当 期 末 残 高	138,176	1,025	7,744,586

個 別 注 記 表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および
関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純
株式等以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の
低下による簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …………… 主として法人税法の規定に基づく定率法、ただし1998年4月
1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016
年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は法人税法の規定に基づく定額法

無形固定資産（リース資産を除く） …………… 法人税法の規定に基づく定額法、なおソフトウェア（自社利
用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づ
く定額法

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ
っております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回
収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務（未認識数理計算上の差異を除く）を上回ったため、その差額を前払年金費用として投資その他の資産の区分に計上しており、退職給付引当金の残高はありません。

(6) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。

製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間にある場合には、出荷時に収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引）
- ・ヘッジ対象
外貨建取引

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的としております。

④ ヘッジの有効性の評価

各取引毎に為替変動幅およびヘッジ手段取引額とヘッジ対象取引額との比較を行うことにより、ヘッジの有効性の評価を6ヶ月毎に行っております。

(8) その他計算書類作成 …………… 退職給付に係る会計処理

のための重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2.会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間にある場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3.表示方法の変更

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の受取保険金は6,390千円であります。

4.重要な会計上の見積り

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,971,095千円
原材料及び貯蔵品	19,485千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	441,135千円
関係会社出資金	1,700,412千円
短期貸付金	707,927千円
関係会社長期貸付金	1,936,957千円
上記に係る貸倒引当金	△410,895千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金については、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるとは判断された場合を除き、実質価額まで評価損を計上しております。また、関係会社に対する貸付金について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該見積額は、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積りの前提が変化した場合、翌事業年度の計算書類における関係会社投融資の評価に重要な影響を与える可能性があります。

注 記 事 項

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,691,515千円
(2) 偶発債務	
債権流動化に伴う買戻義務	176,659千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	3,344,014千円
〃 長期金銭債権	541,840千円
〃 短期金銭債務	2,144,344千円
(4) 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高	6,175千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	上	高	1,442,957千円
材 料 売 上 高			12,056千円
仕 入 高			6,849,254千円
販売費及び一般管理費			70,182千円
営業取引以外の取引高			190,684千円

上記の材料売上高は、損益計算書上で仕入高と相殺しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	63,578	80	16,000	47,658

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 80株

ストックオプションの行使による減少 16,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	154,162千円
棚卸資産評価損	34,029千円
関係会社出資金評価損	120,402千円
未払事業税	14,266千円
未払費用	6,092千円
繰延ヘッジ損益	925千円
投資有価証券評価損	151千円
資産除去債務	44,529千円
その他	5,989千円
繰延税金資産小計	<u>380,548千円</u>
評価性引当額	<u>△271,093千円</u>
繰延税金資産合計	<u>109,455千円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△58,911千円
資産除去債務に対応する除去費用	△21,920千円
その他有価証券評価差額金	△61,450千円
その他	△469千円
繰延税金負債合計	<u>△142,750千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△33,295千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社名	住所	資本金 または 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期 末 残 高 (千円)
						役 員 兼 の 任	社 品 製 造				
子会社	ガーデ ンクリ エ(株)	和 歌 山 南 海 市	10,000 千円	造園・エ クステ リア資 材の製 造・加 工	直接100	役 員 兼 の 任 1名	社 品 製 造	商品の 仕入 (注2①)	3,140,385	買掛金	262,012
								手数料 の受取 (注3)	12,759	預り金	1,100,000
								配当の 受取	59,000	—	—
子会社	トーコ 資材 (株)	新 潟 湯 新 市	20,000 千円	庭園資 材の販 売	直接100	役 員 兼 の 任 1名	社 品 販 売	—	—	預り金	200,000
子会社	江 西 高 秀 進 出 口 貿 易 有 限 公 司	中 瑞 昌 市	78,289 千円	庭園資 材の販 売	直接100	役 員 兼 の 任 1名	社 品 販 売	商品の 仕入 (注2①)	1,835,386	買掛金	173,594
子会社	佛 山 市 南 方 高 電 子 科 技 有 限 公 司	中 佛 山 市	2,294 千豪ドル	庭園資 材の製 造	直接100	役 員 兼 の 任 1名	社 品 製 造	利息の 受取 (注2④)	2,952	関係会社 長期貸 付金	267,867
子会社	Takasho Australasia Pty. Ltd.	オ ー ス ト ラ リ ア イ ト リ ア 州	255 千豪ドル	庭園資 材の販 売	直接100	役 員 兼 の 任 1名	社 品 販 売	利息の 受取 (注2④)	7,408	関係会社 長期貸 付金	194,532
								貸倒引 当金繰 入 (注4)	29,781	貸倒引当 金	181,384

属性	会社名	住所	資本金 または 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期 末 残 高 (千円)
						役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売				
子会社	Veg Trug Limited	イ リ エ セ ク ス 州	1,700 千英ポンド 500 千米ドル	庭園資材 の販売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	商 品 の 販 売 (注2②)	264,763	売掛金	301,741
								利 息 の 受 取 (注2④)	9,136	短 期 貸 付 金	645,685
子会社	VegTrug USA Inc.	ア リ バ マ 州	500 千米ドル	庭園資材 の販売	間接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	商 品 の 販 売 (注2②)	440,557	売掛金	456,113
								利 息 の 受 取 (注2④)	18,211	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,032,867
								貸 倒 引 当 金 繰 入 (注4)	192,684	貸 倒 引 当 金	192,684
子会社	VegTrug Europe GmbH	ド イ ッ シ ー	787 千ユーロ	庭園資材 の販売	間接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	利 息 の 受 取 (注2④)	1,059	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	263,582
								貸 倒 引 当 金 繰 入 (注4)	36,826	貸 倒 引 当 金	36,826
子会社	香港 高 秀 集 団 有 限 公 司	香 港	1,000 千香港ドル	庭園資材 の販売	間接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	手 数 料 の 受 取 (注3)	34,166	—	—

- (注) 1. 取引金額の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額等に消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
- ①仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件を参考に決定しております。
- ②販売については、市場価格等を参考に決定しております。
- ③銀行借入および為替予約に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
- ④資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。
3. 事務関連業務の代行を行っており、市場価格等を参考に決定しております。
4. 子会社への債権の回収可能性を見積もり、貸倒引当金を繰入しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	高岡 伸夫	被所有 直接6.1%	当社代表取締役	土地の取得 (注)	53,463	土地	53,463

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引価格は不動産鑑定評価書や実勢を勘案して決定しており、2021年11月12日開催の取締役会において決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額…………… 441円 42銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 16円 57銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2023年3月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 700,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.0%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500,000,000円（上限） |
| (4) 取得する期間 | 2023年3月6日～2023年6月9日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月14日

株式会社 タカショー
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 田邊 太郎

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 森 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカショーの2022年1月21日から2023年1月20日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年1月21日から2023年1月20日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の体制及び監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年3月14日

株式会社 タカショー 監査役会
常勤監査役 井上 雅也 ㊟
社外監査役 嶋津 裕介 ㊟
社外監査役 水城 実 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、配当金額における業績連動性を高めることを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、当初の予定どおり、1株につき金23円とし、配当の総額は403,476,488円であります。

また、配当の効力発生日は2023年4月13日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	たか おか のぶ お 高 岡 伸 夫 (1953年3月3日生)	1977年4月 高岡正一商店入社 1980年8月 株式会社タカショー設立 専務取締役 1989年6月 当社代表取締役社長（現任） 2003年3月 株式会社日本インテグレート代表 取締役社長 2003年4月 株式会社青山ガーデン代表取締役 社長（現任） 2006年8月 株式会社タカショーデジタル代表 取締役会長 2009年3月 当社代表執行役員（現任） 2011年4月 株式会社日本インテグレート代表 取締役会長 2012年1月 株式会社タカショーデジタル代表 取締役社長 2012年8月 ガーデンクリエイト株式会社代表 取締役社長 2019年6月 株式会社タカショーデジタル代表 取締役会長（現任）	1,081,456株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	たか おか じゅん こ 高岡 淳子 (1952年1月21日生)	1980年8月 当社監査役 1985年9月 当社取締役経理部長 1995年3月 当社取締役戦略本部次長 1996年4月 当社取締役内部監査室長 2008年3月 当社取締役 2011年1月 当社取締役内部監査室長(現任)	135,500株
3	そう がわ ひろし 寒川 浩 (1965年7月1日生)	1988年4月 当社入社 1994年3月 当社営業企画部次長 1994年9月 当社総務部長 1997年4月 当社取締役総務部長 2000年7月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2008年1月 当社取締役経営管理本部長兼総務部長 2009年3月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼総務部長 2011年1月 当社取締役執行役員総務部長 2011年4月 株式会社日本インテグレート代表取締役社長就任 2013年5月 株式会社エンサイドデザイン代表取締役社長就任 2015年1月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼総務部長 2020年10月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼総務部長 2022年8月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長(現任)	57,000株
4	やま だ ひろ ゆき 山田 拓幸 (1950年11月26日生)	1973年4月 監査法人中央会計事務所入所 1992年8月 中央新光監査法人社員 1999年5月 中央監査法人代表社員 2006年10月 山田公認会計士事務所開設代表(現任) 2007年4月 当社取締役(現任) 2007年6月 株式会社電響社監査役 2008年4月 株式会社イムラ封筒監査役(現任) 2008年6月 株式会社ケー・エフ・シー監査役 2019年6月 船井電機株式会社取締役(監査等委員)	27,000株

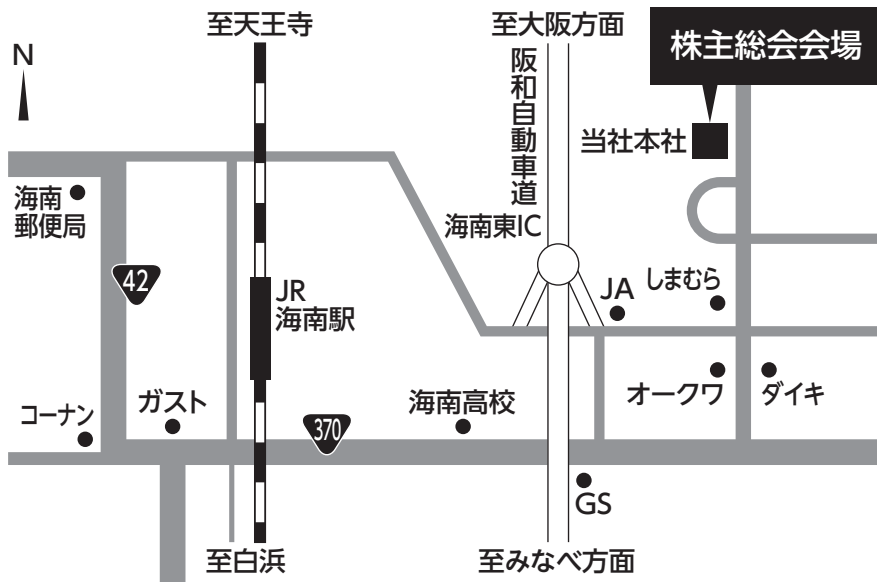
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	もも せ のぶ お 百 瀬 伸 夫 (1952年1月1日生)	1987年4月 株式会社電通 入社 1996年6月 株式会社電通 セールスプロモーション局スペース開発部長 2003年1月 株式会社ロッテ 常務取締役 2004年6月 株式会社ロッテ 専務取締役 2011年1月 テンポロジー未来コンソーシアム株式会社代表取締役(現任) 2013年12月 一般社団法人IKIGAIプロジェクト理事(現任) 2018年4月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田拓幸および百瀬伸夫の両氏は社外取締役候補者であります。また、当社は山田拓幸および百瀬伸夫の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 山田拓幸氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって16年となります。
4. 百瀬伸夫氏は、その経歴に裏付けされた高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、山田拓幸および百瀬伸夫の両氏との間で会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場 所 和歌山県海南市南赤坂20-1
会 場 当社本社 3階大ホール
TEL 073-482-4128



- 交 通 ● 阪和自動車道「海南東インターチェンジ」より車で約3分
● JR海南駅よりタクシーで約10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。